

# **豊島区学校安全対策推進計画**

平成18年2月

豊島区教育委員会



## はじめに

学校は、子どもが自己実現を目指して、心身ともに健康で楽しく意欲をもって学習活動を行う場所であります。そのためには、安全で安心できる教育環境が整っていなければなりません。

しかし、近年、大阪教育大学教育学部附属池田小学校や寝屋川市立中央小学校で起きた学校内での事件、広島市や今市市での下校時における事件など、子どもが犠牲になる痛ましく悲しい犯罪が多発しています。また、警視庁がまとめた統計によると、昨年8～12月の5ヶ月間に都内で不審者による子どもへの声かけ事案が169件も起きています。

教育委員会は、「学力の向上」等様々な教育課題への対応と、それを支える豊かな心をはぐくむ教育を推進すると共に、学校内や登下校時における子どもたちの安全確保も最重要課題と受け止め、幼稚園、小・中学校の防犯に関する安全対策について総合的な推進計画を策定いたしました。

この推進計画は、「学校内の施設・設備面の整備」から「教育委員会の危機管理体制の確立」までの7項目で構成しており、特にソフト面に重点を置いています。ソフト面では、既に殆どの学校で実施されている事業が多くありますが、推進計画に改めて位置付けることにより、まだ実施していない学校や内容が充分ではない事業について教育委員会と学校、保護者、地域が協働しながら実現してまいります。

学校内や登下校時などにおける子どもの安全を確保することは、正に街全体の治安を確保することです。子どもたちを犯罪から守るため、保護者と町会等の関係団体が警察と連携しながら地域の総合力を活用する必要があります。教育委員会は、治安対策担当部局や警察等と密接な協力関係を築き、子どもたちを犯罪から守り、安全で安心な学校生活が送れるよう、保護者や学校、関係団体との情報交換や連携を取りながら、積極的に指導・助言・支援を行ってまいります。

教育委員会は、推進計画を着実に推進するために、短期に実施する事業、中期に渡って実施する事業に分けて、実施計画を策定し、着実に実施するとともに、毎年度実施事業の評価を行い、その結果を次年度に反映してまいります。

平成18年2月

豊島区教育委員会  
委員長 松木正一

# 目 次

．豊島区学校安全対策推進計画の基本的な考え方	1
1．計画の目的	1
2．計画の現状と課題	1
3．計画の目標	2
．計画推進のための具体的な施策	3
1．防犯に係る学校内の施設・設備面の整備	3
（1）不審者の侵入防止施設・設備の整備	3
（2）侵入した不審者に対する施設・設備の整備	4
（3）子どもが避難できる施設の整備	4
（4）連絡・通信設備の整備	4
2．校（園）内体制の整備と教職員の危機管理能力の向上	
園児・児童・生徒の安全管理を図るための防犯訓練、安全指導、通学指導の充実	5
（1）危機管理マニュアルの作成、危機管理知識・技術等についての研修の実施	5
（2）安全指導の充実	6
（3）実践的な防犯訓練、避難訓練の実施	6
（4）教職員による校（園）内組織の強化	6
（5）情報伝達、連絡体制の整備	6
（6）安全指導、訓練等の年間安全計画の作成・実施	7
（7）学校施設使用団体との係わり	7
3．不審者情報や事件情報と非常時における通報・連絡態勢の整備	
保護者、PTA、町会、警察、教育委員会等との連携の強化。近隣校や近隣区との連絡・連携	7
（1）不審者情報の収集・伝達	7
（2）非常時における通報・連絡態勢の整備	8
（3）関係機関等との連携の強化	8
（4）近隣校、近隣区との連絡・連携	8

4 . 地域ボランティアの活用	8
( 1 ) 開かれた学校づくりと安全対策	9
( 2 ) 学校安全へのボランティアの活用	9
5 . 登下校時における安全の確保	9
( 1 ) 通学路の安全点検	9
( 2 ) 登下校時の安全管理の徹底	10
( 3 ) 安全指導の推進	10
( 4 ) 情報の共有	10
( 5 ) 地域をあげた安全確保	10
6 . 非常時の措置と事後の対応を行う体制の整備	10
( 1 ) 対策本部の設置	11
( 2 ) 再発の防止	12
7 . 教育委員会の危機管理体制の確立	12
( 1 ) 情報報の収集・発信と関係機関との連携	12
( 2 ) 危機管理に関する指導助言	12
( 3 ) 教職員の研修・訓練の充実	12
( 4 ) 施設・設備の整備	13
( 5 ) ボランティア活動の援助	13
学校安全ボランティア事業の仕組み	14
. 安全対策の現状と施策	15

参考資料（掲載省略）

豊島区立学校の安全対策の現状

セーフティ教室実践事例集（豊島区教育委員会教育指導課作成）

平成17年度セーフティ教室実施一覧

豊島区立明豊中学校「防犯マニュアル」

豊島区学校等安全対策推進計画検討委員会設置要綱

豊島区学校等安全対策推進計画検討委員会審議経過

豊島区学校等安全対策推進計画検討委員会名簿

# ．豊島区学校安全対策推進計画の基本的な考え方

## 1．計画の目的

平成13年6月に発生した大阪教育大学教育学部附属池田小学校の事件や平成17年2月に発生した寝屋川市立中央小学校の事件等のように児童・教職員が学校内で、外部からの侵入者により尊い命を奪われたり、危害を加えられるなどの事件が起こっている。また、昨年11月、12月と連続して広島市と今市市で、小学生が下校途中に事件に巻き込まれる等、幼い命が奪われる事件が多数発生している。

そこで、本計画は、園児、児童、生徒及び教職員の安全が確保され、安心して学校生活を送れるように、学校への不審者侵入防止、登下校時の安全確保、事件発生後の対応、また不審者情報の通報・連絡体制等を効果的に取り入れ、本区の区立幼稚園、小学校、中学校の防犯にかかわる安全対策を進めていくことを目的に策定した。

## 2．計画の現状と課題

文部科学省は、附属池田小学校の事件を契機に、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理について、各地方公共団体に各種通達・通知で適切な対応を取るよう指導してきた。

しかし、平成17年には、学校内及び下校時に連続して児童が事件に巻き込まれる事件が起こり、文部科学省は、安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチームを立ち上げ、第一次報告をまとめるとともに事業補助金制度を創設し、国を挙げて学校の安全体制を整備している。

本区では、従来から「交通誘導員の設置」、「子ども110番の家の設置」等を実施し、児童・生徒の安全確保に努めてきた。

さらに平成15年には、子どもを犯罪から守るための「豊島区子どもの安全対策緊急行動計画」を策定し、地域・警察等と連携した児童生徒の安全確保の推進を図ってきた。また、文部科学省や東京都の通達・通知を踏まえ、「緊急連絡網」、「防犯マニュアルの作成」、「セーフティ教室の実施」、「地域安全マップの作成」、「教職員の避難訓練・研修」など防犯指導・教育の充実に努めてきた。

学校内でのソフト面ではかなり充実して来ているが、一方、ハード面では、「小学1年生への防犯ブザーの配付」や「学校110番の設置」、「さすまたの配備」、「幼稚園と全小中学校に防犯カメラの設置」を行なってきたが、オートロックの設置等設備面や改築時などに併せた施設面の防犯体制の整備などの課題がある。

また、最近、児童が下校時に不審者に命を奪われる事件が連続しており、通学路の安全対策の重要性がクローズアップされている。本区では、危険を未然に防止するために不審者に関する情報伝達として「安全安心メール」配信事業を実施している。この情報を一層効果的に使う手法として保護者や地域住民のボランティアによる通学路と地域での安全確保が緊急の課題となっている。

国は、今までの通達や通知から一步踏み込んで、全国を対象に事業補助金制度を開始したが、まだまだ不備な面があるので、区としては引き続き制度の充実を要望する。これと共に教育委員会は、既に実施している事業をさらに充実させながら、保護者や地域住民、関係機関との協働による幼児・児童・生徒の安全対策を進めていく必要がある。

### 3. 計画の目標

この計画では、目標として次の7項目を掲げ、具体的施策を系列化し、それぞれの目標を明らかにした。

学校の安全対策を実効性のあるものとするためには、これらの項目を有機的に機能させることが必要であるとともに、各学校の実情に応じた取り組みを進めることが肝要である。

また、具体的施策については、技術開発や社会、経済状況等の変動に応じ、常に見直すものとし、前期終了時に計画全体の見直しを行なう。

- (1) 防犯に係る学校内の施設・設備面の整備
- (2) 校(園)内体制の整備と教職員の危機管理能力の向上
  - 園児・児童・生徒の安全管理を図るための防犯訓練、安全指導、通学指導の充実 -
- (3) 不審者情報や事件情報と非常時における通報・連絡態勢の整備
  - 保護者、PTA、町会、警察、教育委員会等との連携の強化。近隣校や隣接区との連絡・連携 -
- (4) 地域ボランティアの活用
- (5) 登下校時における安全の確保
- (6) 非常時の措置と事後の対応を行う体制の整備
- (7) 教育委員会の危機管理体制の確立

## ・計画推進のための具体的な施策

### 1. 防犯に係る学校内の施設・設備面の整備

幼稚園、小学校、中学校の安全確保のための施設整備に関しては、文部科学省の施設整備指針により基本的方針が定められていたが、平成13年に小・中学校の施設整備指針、平成14年に幼稚園施設整備指針が改定され、学校内への侵入犯罪に係る防犯対策等に関する規定が充実・見直された。

これらの指針を踏まえて、学校施設の実情や防犯設備の種類・用途等を勘案しつつ、施設の改善や設備を適切に整備する必要がある。

また、学校の新設・改築にあたっては、地形や周囲の状況を考慮し、防犯環境設計（接近・侵入の制御、視認性の確保、領域性の強化）の考え方を取り入れる必要がある。その際には、過度な設備により、開かれた学校づくりに齟齬をきたすことのないような工夫も大切である。

#### (1) 不審者の侵入防止施設・設備の整備

学校に来訪する保護者や地域の方など正当な理由がある方々と、危害を加える目的で侵入しようとする不審者を見分けて、学校内に、不審者が侵入する前にチェックするための施設・設備を整備し、侵入経路を限定することなどが必要である。

##### ア．案内板の設置

出入口付近に、来訪者は受付に立寄る旨の看板を設置し、正当な理由がなく立入ることがないように表示をする。

##### イ．門扉の施錠

出入口を限定し子どもたちの登下校時以外は施錠するとともに、定期的に扉や錠の状態を点検して適切に管理する。

##### ウ．防犯カメラやセンサ -、夜間用の外灯等の設置

来訪者を確認して見分け、また、不審者に対する抑止効果を高めるため、平成17年度に各幼稚園、小・中学校に防犯カメラを設置した。

今後は、校（園）庭などもカバーできるよう設置台数の増加を図るとともに、緊急時の教職員の対応について確認しておく必要がある。

##### エ．見通しの確保

来訪者を職員室等から確認するため、視線の死角を作らないように、立ち木、駐輪場などの配置を工夫する。また、死角となっている箇所のマップを作成し、教職員等に周知する。

建物などの改築時には、通用門、正門が職員室から見渡せるよう、死角がないように配置を工夫する必要がある。

オ．外部からの視線の遮断（幼児対象施設）

幼稚園など幼児を対象とする施設では、周囲の環境等を考慮し、塀や植栽等の高さを工夫するなど、外部から園庭、教室を見渡せ難くする配慮が必要である。

**（２）侵入した不審者に対する施設・設備の整備**

不審者の侵入を、早期に発見し、子どもたちから遠ざけ、また、教職員間や関係機関と速やかに連絡・連携をとりやすくするための施設・設備を整備する。

ア．死角となる建築物、立ち木類の整備

学校敷地の内部、外部から見通しが利くよう建築物、立ち木・植栽の配置や整備に留意する。

イ．防犯カメラやセンサ - 、夜間用の外灯等の設置

不審者が侵入した場合、居場所を多くの職員が確認できるように、機器類を設置する。

ウ．教室間等の連絡機器の整備

各教室と職員室・事務室間の内線電話、警報等の連絡用機器を整備する。

エ．被害防止用具類の整備

不審者から子どもたちを遠ざけるとともに危険を阻止するため、「さすまた」等の防犯用具類を整える。また、机、イス、清掃用具など身を守るために使えるような道具を使用した防犯訓練を行うことも大切である。

非常の際に、被害防止のための用具類を有効かつ安全に活用するには、日頃からの訓練が不可欠である。

**（３）子どもが避難できる施設の整備**

不審者へ対応するとともに、子どもたちが安全に避難できるよう非開放部分を確保し、施錠状態を確認する。また、非開放部分への避難経路を複数想定しておく。

ア．避難スペ - スの確保

体育館などの避難スペ - スが簡単に施錠できるように整備し、状態を確認しておく。

イ．避難経路の確保

避難スペ - スへの避難路を複数想定し、安全な避難誘導ができるよう障害となる物を移動・除去しておく。

**（４）連絡・通信設備の整備**

ア．警報装置

校内の一定の場所や各教室に警報ベル、ブザーを設置し、作動状況の点検を行う。(子どもたちにパニックが起こらないよう工夫をする。)

イ．各教室と職員室との連絡設備

内線電話やベル、校内緊急通話システムなど教職員へ伝達できる装置の設置、点検を行う。

ウ．警察・消防・教育委員会、保護者等への緊急連絡設備

緊急事態が発生した際に、警察への通報が校内の複数の箇所から、迅速に行えるよう通報設備を設置する。また、事後に保護者あての連絡方法として、携帯電話や電子メールの活用も考慮する。

## 2．校（園）内体制の整備と教職員の危機管理能力の向上

### - 園児・児童・生徒の安全確保を図るための防犯訓練、安全指導、通学指導の充実 -

学校に不審者が侵入し、子どもたちや教職員に危害を加えた事件や通学途中に子どもが危害を受ける事件が後を絶たない。学校関係者においては、事件は時間、場所を選ばない、どこにでも起こりうることを認識し、危機感を持って子どもたちの安全確保を図っていかなければならない。そのためには、教職員が単独になりがちな授業中に事件が発生した場合、連携し、組織的な行動を取り、速やかに対処できるよう危機管理マニュアルを備えなければならない。

また、マニュアルに沿った年間安全計画の策定、研修会・防犯訓練の定期的な実施などと共に、セーフティ教室等の防犯教育を充実させることが必要である。

### (1) 危機管理マニュアルの作成、危機管理知識、技術等についての研修の実施

各学校では、それぞれの学校規模や子どもの数、地域性を考慮して「防犯マニュアル」を独自に作成する。マニュアルは、クラス数の変動や教職員の人事異動など状況の変化に対応し、毎年、見直すとともに教職員の共通理解を促す。

また、定期的に危機管理知識や防御技術などの研修を実施する。

危機管理体制が有効に機能するためには、保護者、地域、関係団体や機関との連携や共通理解を図ることが大切である。「防犯マニュアル」の見直しにあたっては次の事項に考慮する。

○子どもの安全確保を第一とする。

○学校、地域、関係団体・機関等の実情に合ったものとする。

○教職員の個々の役割分担を明確にする。

○校長や副校長、担当の教職員が不在の場合でも対応できるようにする。

○不審者の侵入経路を複数想定することや発見した者が教員である

場合と子どもである場合など、様々なケースを想定し、柔軟に対応できるようにする。

## (2) 安全指導の充実

児童・生徒の危機意識を向上させるため、防犯を教育課題のひとつとして取り上げ、実践することが大切である。不審者による事件は、授業中や下校途中、校庭開放など放課後でも発生している。子どもが、危険を事前に察知し、回避できる能力をもち、安全な行動をとれる判断能力を育成できるよう安全指導を充実させなければならない。それは、学校のみではなく、家庭・地域が一体となり取り組んでいくことが必要である。

安全教育として「セ・フティ教室」は平成16年度から全小・中学校で実施しており、17年度には保護者も参加して、より実践的な内容で不審者対応や避難訓練を行っている。終了後の意見交換なども活発に行われているが、学校参観週間や学校運営協議会などの開催にあわせて実施するなど、より多くの保護者や地域の関係者が参加できるよう工夫していくことが必要である。今後は、幼稚園でも年間計画に位置付け、継続して実施できるようにすることが必要である。また、「地域安全マップ」づくりなども意識を高めるためには効果的である。

## (3) 実践的な防犯訓練、避難訓練の実施

過去の事例から、不審者侵入の幾つかのケースを想定して、侵入口・侵入経路による教職員、児童・生徒の対応をシミュレーションする。そして、子どもたちも参加し、学校全体として具体的・実践的な訓練を定期的に行なう必要がある。また、訓練の際には、消防署が行っている救急救命訓練・講座等を取り入れるなど、マンネリ化を防ぐ工夫も必要である。

## (4) 教職員による校(園)内組織の強化

### ア．役割分担の明確化

日常的な情報収集と集約・伝達、不審者への効果的な対応、園児・児童・生徒の避難誘導、負傷者が出た場合の対処など、「防犯マニュアル」により各教職員の役割を明確にする。また、幼稚園では教職員が少ないため、非常時に地域等の協力を得る方法を工夫する。

### イ．人材の育成

教職員の役割分担を日頃から明確にするとともに、防犯対応の中心となる人材を育成することも必要である。危険に対し即応的な行動を取れる者を複数育成し、対応力を強化しておく。

## (5) 情報伝達、連絡体制の整備

非常時において、保護者や警察、消防、病院、近隣校、町会、教育委員

会など連絡すべき箇所へ、誰がどこに連絡するのかなど、連絡体制を定めておくことが必要である。また、防犯事案について、日常の情報収集や伝達に心がけ常に教職員の意識を醸成する。

#### (6) 安全指導、訓練等の年間安全計画の作成・実施

安全管理、指導、訓練等について、指導の重点に位置付けて、年間の安全計画を作成し、計画的に実施するとともに、教職員全体の共通理解を図る。

#### (7) 学校施設使用団体との係わり

学校施設を使用する事業では、「子どもスキップ」、校庭を使用する「学校開放」等がある。これらの事業においても、各学校の「防犯マニュアル」をベースに学校と連携を持った防犯マニュアルを整備する必要がある。

### 3. 不審者情報や事件情報と非常時における通報・連絡態勢の整備

- 保護者、PTA、町会、警察、教育委員会等との連携の強化。近隣校や隣接区との連絡・連携 -

日常の危機管理には学校の周辺だけではなく、近隣校、近隣区からの不審者情報を収集できる体制づくりが大切である。そして、収集した情報に対する即応性が求められている。生きた情報とするためには、教職員全体が情報に対する危機管理意識をもち、校内の体制、関係機関と速やかに正確に連絡・連携を取れるようにしておかなければならない。

何らかの事件が発生した場合は、速やかに警察・教育委員会などに連絡できる体制の整備と構築した体制が有効に機能するよう共通理解と訓練が必要である。

#### (1) 不審者情報の収集・伝達

危機を未然に防止するためには、不審者に関する情報メールや近隣からの情報が集まる仕組みづくりと情報の蓄積、発信（伝達）とともに、関連する情報や法令等も整理する必要がある。また、収集・蓄積した情報に対して的確に、処理・対応できる体制が出来ていなければならない。

情報は、保護者・PTA、警察、消防、区教育委員会等とともに、近隣校（園）や児童館、町会、近隣区へも伝達する必要があり、マニュアル化して役割分担により迅速に発信しなければならない。

現在、「安全安心メ - ル」事業により、不審者情報を加入者に配信しているが、塾などの関係者にも保護者を通じて登録を働きかけ、きめ細やかな情報のネットワ - クづくりも必要となってくる。

## (2) 非常時における通報・連絡態勢の整備

不審者が校内に侵入した場合は、速やかに教職員に情報を伝え、防衛・避難誘導・関係機関への通報・応急手当等、各々の担当者が的確に、組織的に対処できるようにする。不審者を発見した者が、教職員である場合と子どもである場合、また、授業中の場合や放課後の場合など、様々な状況を想定して対応できるようにする必要がある。

## (3) 関係機関等との連携の強化

子どもの安全を確保するため、警察等の関係機関・地域から情報を収集し、共有すると共に、日頃からコミュニケーションをとり、信頼関係を深めて、非常事態に連携がスムーズにとれるようにする。また、ボランティアや地域の団体、例えば、青少年健全育成団体、生活安全協議会などと協議を行い、地域としての安全対策に取り組む必要がある。

特に中学校においては、住宅街と繁華街など地域の特性の影響も大きいので、安全と健全育成という視点を踏まえた安全対策を図る必要がある。

学校を中心とした円滑な安全ネットワークづくりのためには、学校行事や地域行事に相互に協力するなど、日頃から各学校は地域や関係機関との良好な協力関係を築いておく必要がある。

地域や関係機関との連携を円滑に進めるため、定期的に次のような事項を行う。

○地域や関係機関等とともに、「防犯マニュアル」、「地域安全マップ」の見直しを行う。

○子ども110番の家と定期的な情報交換を行う。

## (4) 近隣校、近隣区との連絡・連携

近隣校との不審者情報の交換は、ほとんどの学校で行っているが、幼稚園や保育園、児童館等とも連絡、連携を密にするとともに、近隣区の学校や教育委員会との情報交換を行うことも必要である。

## 4. 地域ボランティアの活用

子どもたちの安全を守るためには、オートロックや監視機器類など施設・設備面の整備を進め、教職員等の安全確保の取組みを推進することは重要であるが、保護者・PTAや地域住民などのボランティアが学校の行事だけではなく、日常的に学校にかかわり、安全対策にも一役買うということが一層効果的である。

そのことにより、子どもたちが、保護者や地域住民の大人の目によって自

分達が守られ、育てられていることを知ることは大切なことである。

#### (1) 開かれた学校づくりと安全対策

積極的に学校情報の発信・公開を行い、学校行事や授業への地域住民の協力・参加を得るなど、地域の力を学校教育に生かしていく開かれた学校づくりは、学校、保護者・PTA、地域が子どもを共に守り育てるという意識を育て、安全対策の推進にとっても重要である。

#### (2) 学校安全へのボランティアの活用

学校内の受付、声かけ、巡回、通学路のパトロール等、不審者の侵入防止や登下校時の安全確保など、安全対策に保護者や地域住民のボランティアの活用を図る。このことにより、子どもたちと地域の人々とのかわりあいが増え、学校と地域との結びつきが強化されてくる。

こういう活動により、これまで学校にかかわりが無かった地域の人材がボランティアとして参加し、他の学校行事にも協力が得られることも期待でき、さらに地域とのかわり合いが強化されることに繋がっていく。

実施にあたっては地域の状況や保護者数の多寡など学校により条件が異なるので、ボランティアの参加形態も各校・地域の状況に合わせたものとしていくことが必要である。また、学校の状況によっては、交通誘導員の活用なども併せて検討することもできる。いずれにしても、地域の育成団体、町会、高齢者の団体などの協力を得て、地域全体の安全環境・意識を高めて、地域の総合力として子どもたちを守り、育てていくことが大事な点である。

ボランティアの対象としては、

- 保護者、PTA と PTA の OB などの学校関係者
- 青少年育成団体、地域の高齢者団体・いろいろな趣味などのグループ
- 学校開放の関係者・団体
- 町会

その他として、警備会社のパトロール協力などが挙げられる。

## 5 . 登下校時における安全の確保

児童生徒が登下校時に事件に巻き込まれる場合が増えていることから、教職員や保護者により通学路の安全点検を行うとともに、地域ボランティアの協力を得て、学区内を日常的に巡回し、子供たちの安全確保を図ることが大切である。

#### (1) 通学路の安全点検

登下校中の安全確保を図るために、教職員・保護者等により通学路の安全点検を行い安全な通学路を確保するとともに、注意を要する箇

所を把握して、児童・生徒に周知し、共通の認識を得ておくことが大切である。また、警察などの関係機関に働きかけ、環境の整備を進めることも必要である。

## (2) 登下校時の安全管理の徹底

安全な登下校方法を定め、子どもたちが単独で登下校することを極力避けるようにする。また、不審者の出没情報があった際などには、集団下校や付き添い下校が行えるよう、保護者、PTA や地域、警察等の協力を得て、安全を確保する必要がある。

## (3) 安全指導の推進

子どもたちに危険を予測し、回避できる能力を身に付けさせるために、発達に応じた安全指導を推進する必要がある。セ - フティ教室の実践的实施や、「地域安全マップ」を子どもたちとともに作成する、防犯ブザー - 等の配付時を利用し避難訓練をするなど、工夫しながら安全指導を行うことが必要である。

また、「子ども 110 番の家」は、児童を犯罪から守る上で効果を発揮しているので、「子ども 110 番の家地域マップ」により児童や保護者に周知するとともに、協力者との連携を深める。

## (4) 情報の共有

日頃から、不審者情報や通学路の安全に関する情報、学校・地域の行事などについて、保護者、PTA や地域、警察、教育委員会等が情報を共有できるような体制を整備することが必要である。また、情報の収集・発信についてのル - ルを取り決め、定期的に地域の連絡協議会などの場を通して情報の交換を行えるようにすることが必要である。

## (5) 地域をあげた安全確保

登下校等に警察によるパトロールの強化を依頼するとともに、保護者、PTA やボランティアにより通学路を組織的に巡回することも必要である。

一方、買い物や犬の散歩の際など、日常的な外出時に地域の方々が日頃から、子どもたちの安全な登下校に気配りをしてもらうとともに、気がかりな情報があった際には、学校などに連絡してもらうような啓発が重要である。

## 6 . 非常時の措置と事後の対応を行う体制の整備

不審者の暴力による事件や事故により、子どもたちや教職員が被害を受け

た場合には、まず、救命、通報、避難など緊急の措置を行い、現場を封鎖する。そして、教育委員会と連携をとり、組織（対策本部）を設置することが必要である。このためには、日頃から、保護者等との情報交換、警察・消防等関係機関との連絡会議などによる連携と信頼関係の構築につとめ、また、「防犯マニュアル」に本部設置についての手順、メンバー、場所、運営方法など定めておくことが必要である。

### （１）対策本部の設置

本部の役割分担を定めておき、情報の整理、保護者、関係機関、報道機関などへの連絡や子どもなどの心のケア、教育の再開に向けた対策など適切な対応、措置を行なうことが大切である。

#### 対策本部の役割などの例

〔本部〕・・・校長、副校長、主幹

全体の把握、指示、組織の運営、教育委員会への報告、関係機関への連絡・対応など

〔庶務班〕・・・副校長、主幹、教務主任、生活指導主任、事務職員等

情報の収集、事件・事故の状況把握、本部への連絡、保護者・関係機関への連絡・広報など

〔救護班〕・・・養護教諭、保健主任等

負傷者の把握、応急手当、学校医・医療機関との連絡、スクールカウンセラー派遣依頼など

緊急な対応が終了後には以下

〔教育再開班〕・・・副校長、主幹、教務主任、進路指導・研究主任  
学年主任、教科・学級担任等

指導体制の整備、学習指導計画の整備、教材・教具等の整備、教育委員会との連携など

〔再発防止班〕・・・副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭、保健主任等

安全管理の改善・充実、危機管理マニュアルの改善、安全教育の充実、保護者や地域・関係機関との連携方策の検討と推進など

- ア． 状況を迅速かつ的確に把握するため、情報を収集、整理・記録する。また、関係機関への連絡、報道機関への情報の提供と公開を行う。
- イ． 保護者への連絡は速やかに行い、説明会の開催や学校便りなどの広報を行う。
- ウ． 子どもの心のケアや登校・下校時の引率、保護者の付き添いを実施するとともに警察や町会など地域の協力を得て、警備、巡回など

を依頼する。

- エ．教育委員会の支援により、保護者説明会の開催や報道機関との対応を行うとともに、教育の再開に向けて連携を図る。再開後には、学校施設・設備面の改善を進める。

## (2) 再発の防止

事件・事故が発生した状況や教職員等の対応を把握し、安全計画や訓練のあり方、マニュアルの改善などの問題点を洗い出し、これまでの取組みや対策を見直し、改善する。

整理する問題点としては、次のような事項がある。

- ア．非常時に対する校内体制の整備
- イ．不審者侵入防止策の強化
- ウ．校内施設・設備の再点検と改善
- エ．保護者、地域関係者との連携の強化
- オ．防犯マニュアルの見直し

## 7．教育委員会の危機管理体制の確立

教育委員会は、各学校における危機管理の状況を把握し、各学校に対して、安全体制の整備や安全教育の向上に向け、的確に指導、助言及び支援を行う。また、不審者による事件・事故が発生した際に、迅速かつ的確な対応を取れるよう、非常事態に対する危機管理マニュアルを作成し、学校との実際的な訓練を行うことが必要である。

教育委員会が行う施設・設備の整備や指導、助言、支援する事項は次のとおりである。

### (1) 情報の収集・発信と関係機関との連携

各学校における危機管理の状況を的確に把握するため、日常から学校との連絡連携体制を密にするとともに、警察・消防・地域の団体・保護者等との連携を取り、不審者などの情報を収集し、速やかに発信するように体制を整備する。

また、児童館・保育園などの幼児対象施設との連絡体制や、区の関係課との連携を深めることが必要である。

### (2) 危機管理に関する指導助言

各学校の安全管理に関する点検と危機管理体制の推進を図り、「防犯マニュアル」の見直しをするため関係情報の提供や助言をする。

### (3) 教職員の研修・訓練の充実

教職員の危機管理能力の向上を図り、効果的な安全指導を実施するた

め、教育委員会は関係機関と連携を取って、より実践的な研修や訓練を計画的に実施する。また、教職員がそれらに参加しやすいよう配慮する。

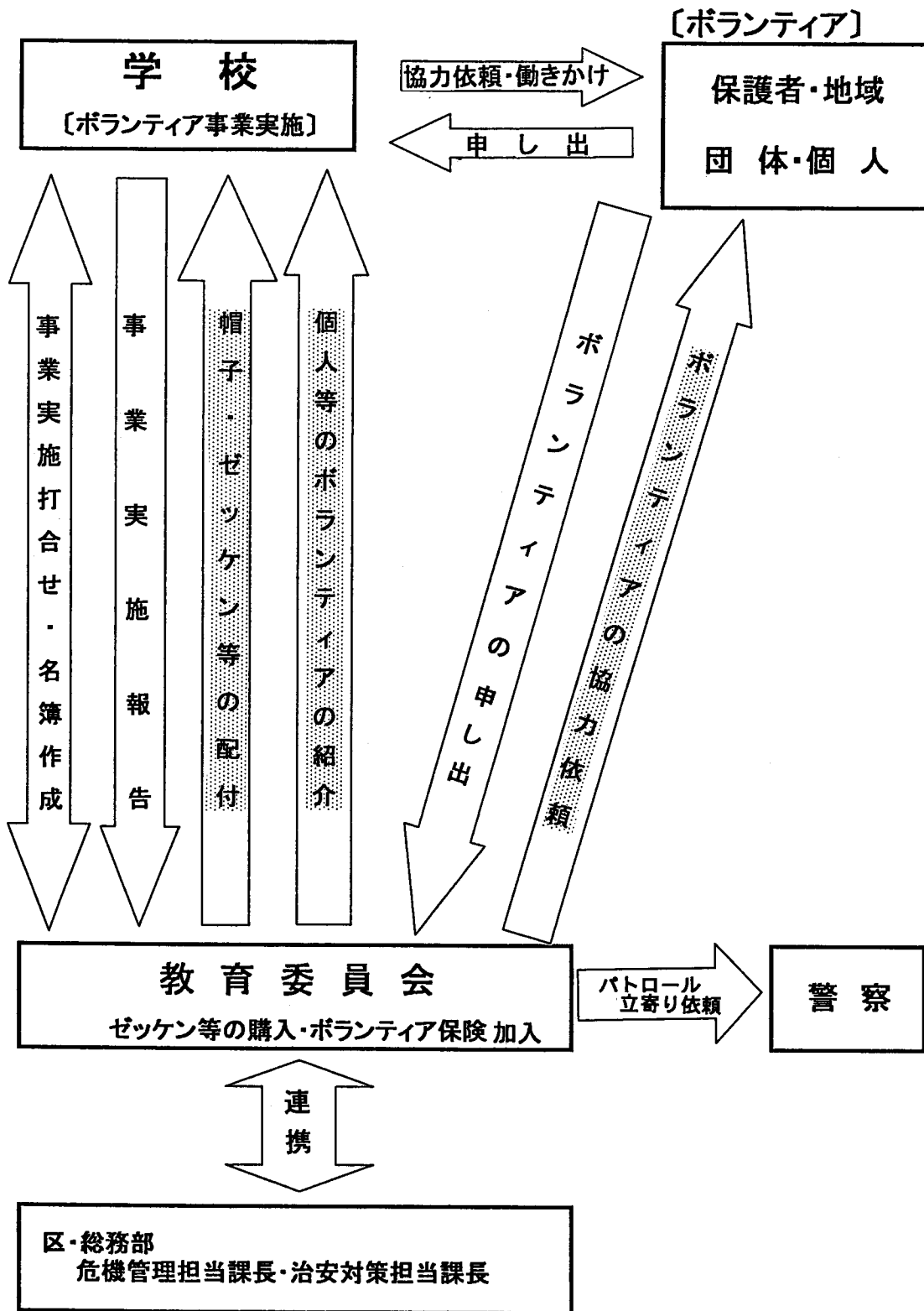
#### **(4) 施設・設備の整備**

不審者を早期に発見し、阻止できるよう施設設備を整備・改善するとともに、警報・情報機器の設置や、防犯用具、応急手当器具類を配置する。

#### **(5) ボランティア活動の援助**

保護者・PTAや地域のボランティアの協力により、校内の受付や巡回、登下校時の通学路のパトロールを行うことが安全確保のための大きな対策のひとつである。教育委員会はボランティアの募集や地域などへの協力要請を積極的に行うとともに、ボランティアへの研修の実施や必要な用具類などの準備をする。

# 学校安全ボランティア事業の仕組み



## 安全対策の現状と施策

各学校の安全対策を推進するため、施設・設備を整備し、教職員の危機管理能力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となり、子供たちが安心して学校生活を送れるように施策を推進する。

### 1. 施設・設備の整備

事業・実施事項の名称	区分・対象	事業の目標
不審者侵入防止施設・設備の整備	各幼稚園、小・中学校	施設面では、職員室からの見通しを確保するため建築物が死角にならないよう整備する。また、設備では不審者を見分け、防ぐため、防犯カメラ、センサー、案内板等を整備する。
侵入した不審者に対する施設・設備の整備	各幼稚園、小・中学校	侵入者の発見が容易になるように施設の点検と改善を行い、教室間の連絡機器や防止用具類を整備する。
避難のための施設の整備	各幼稚園、小・中学校	子供たちが速やかに安全に避難できるよう、避難スペースを複数想定、確保し、避難経路に障害物が無いよう整理する。
連絡・通信設備の整備	各小・中学校	非常時に、教室間や関係機関への通報を迅速に行なえるよう連絡機器を点検・整備する。

### 2. 校(園)内体制の整備と教職員の危機管理能力の向上

#### 園児・児童・生徒の安全管理を図るための防犯訓練、安全指導、通学指導の充実

事業・実施事項の名称	区分・対象	事業の目標
マニュアルの作成・見直し	各幼稚園、小・中学校	学校・地域にあった防犯マニュアルの作成、見直しを行い、教職員の役割分担などを共通理解し、身に付ける。
教職員の研修	各幼稚園、小・中学校	各学校とも共通した知識・能力を持てるよう定期的に研修会を実施し、教職員の危機管理意識、能力の向上を図る。
防犯教育の充実	各幼稚園、小・中学校	子供たちの危機管理意識を向上させ、身に付けるため、発達に応じて工夫した防犯教育を推進する。
防犯・避難訓練の実施	各幼稚園、小・中学校	不審者の侵入路・時間などいろいろなケースを想定し、実際的な訓練となるようにする。また、幼稚園についても取り組んでいく。

現 状	計 画 内 容	
	前期(H18～22)	後期(H23～27)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インタホンを校門へ設置した。(全小中学校)</li> <li>・防犯カメラを校門へ設置した。(全園・小中学校)</li> <li>・オトロックを試行設置した。(小学校1校)</li> <li>・防犯ブザーを教職員、各教室へ配備した。(全園・小中学校)</li> </ul>	充 実	充 実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教室・管理諸室間のインタホンを設置した。</li> <li>・さすまたを配備した。(全小中学校)</li> </ul>	充 実	充 実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難スペースを確保し、校内の点検を行なう。</li> </ul>	充 実	充 実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と直結する非常ボタン、ホットライン電話を設置した。</li> <li>・各教室・管理諸室間のインタホンを設置した。</li> </ul>	充 実	充 実

現 状	計 画 内 容	
	前期(H18～22)	後期(H23～27)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文科省、東京都作成のマニュアルを配布した。(全園・小中学校)</li> <li>・区独自のマニュアルを配付した。(全園・小中学校)</li> <li>・各学校で実情にあった防犯マニュアルを作成した。</li> </ul>	継 続	継 続
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の協力による緊急救命講座を実施した。</li> </ul>	継 続	継 続
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者侵入を想定したセーフティ教室を実施した。(全小中学校)</li> <li>・区独自の「セーフティ教室実践事例集」を配布した。</li> </ul>	継 続	継 続
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校で各々工夫したセーフティ教室を実施した。</li> <li>・さすまた訓練を実施した。</li> </ul>	継 続	継 続

校(園)内組織の強化	各幼稚園、小・中学校	マニュアルの共通理解を深めて、教職員の役割分担を明確にすると共に、防犯対応の人材を育成することにより対応力を強化する。
情報伝達・連絡体制の整備	各幼稚園、小・中学校	日常の不審者情報の収集と伝達、非常時の連絡体制や連絡対象等を明確にしておき、役割分担と共に基本的な内容は誰でも行なえるようにする。
安全計画の作成・実施	各幼稚園、小・中学校	年間の安全計画を作成し、安全管理、指導、訓練などを教育目標や指導の項目に位置付け、学校全体の方針としておく。
学校施設利用事業との調整・活用	学校施設開放団体等	学校開放運営協議会や子どもスキップ事業所管課等と連携を取り、安全ボランティアの協力関係を推進する。

### 3. 不審者情報や事件情報と非常時における通報・連絡態勢の整備

#### 保護者、PTA、町会、警察、教育委員会等との連携の強化、近隣校や近隣区との連絡・連携

事業・実施事項の名称	区分・対象	事業の目標
不審者情報の収集・伝達	保護者・PTA・関係機関等	情報が集まる仕組みづくりと保護者・PTA、警察・消防署、地域団体、近隣校などへの伝達方法、伝達網の整備など情報のネットワークづくりにより不審者情報を広く、迅速に行う。
非常時の通報・連絡態勢の整備	保護者・PTA・関係機関等	不審者発見時の情報連絡態勢の整備と情報ネットワークの整備により、正確、迅速に対応する。
関係機関との連携の強化	警察・消防署等	正確な情報と迅速な対応が取れるようにし、非常事態に学校との連携がスムーズにいくよう連携を強化する。
	地域団体等	青少年育成団体や地域の安全協議会等の協力関係を深めるため学校行事や地域の行事等に積極的にかかわり、地域として子どもたちの安全確保と健全育成を図る。
	学校・警察連絡協議会	防犯、非行防止等の情報交換を行い、学校と警察との連携がスムーズにいくよう連携を強化する。
近隣校・区との連絡・連携	近隣校	不審者情報の交換や協力関係を密にし、正確・迅速な対応が取れるようにする。
	隣接区	電子メール等により不審者情報を収集・発信する仕組み作りをする。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・文科省、東京都作成及び区独自の防犯マニュアルを配布した。</li> <li>・各学校で実情にあった防犯マニュアルを作成し不審者対応、避難誘導などの役割分担を確認した。</li> </ul>	継 続	継 続
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への緊急連絡網を作成した。</li> <li>・保護者への緊急時連絡担当など防犯マニュアルによる役割分担を確認した。</li> </ul>	充 実	充 実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全計画を作成した。</li> </ul>	継 続	継 続
	検討・実施	充 実

現 状	計 画 内 容	
	前期(H18～22)	後期(H23～27)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者情報等のメ - ル配信の実施。</li> <li>・保護者への緊急連絡網を作成している。</li> </ul>	拡 充	拡 充
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と直結する非常ボタン、ホットライン電話を設置した。</li> <li>・各教室・管理諸室間のインタ - ホンを設置した。</li> <li>・保護者への緊急連絡網の作成。</li> </ul>	充 実	充 実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と直結する非常ボタン、ホットライン電話を設置した。</li> <li>・各教室・管理諸室間のインタ - ホンを設置した。</li> </ul>	充 実	充 実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事、地域行事を利用して協力関係を進め、地域としての安全確保・健全育成を行う。</li> </ul>	拡 充	充 実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の生活指導主任会与警察で協議を行い、防犯・非行防止に関する情報交換を行う。</li> </ul>	充 実	充 実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者情報等の連絡を行っている。</li> <li>・保護者への緊急連絡網を作成している。</li> </ul>	充 実	充 実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者に対して電子メ - ルにより不審者等の情報を発信する。(H17～)</li> </ul>	拡 充	拡 充

#### 4. 地域ボランティアの活用

事業・実施事項の名称	区分・対象	事業の目標
開かれた学校づくりと安全対策	各小・中学校	学校情報の発信・公開を積極的に行い、学校行事や地域行事に互いに協力、参加することにより連携を深め、学校・家庭・地域が一体となって子供たちの安全を図る。
ボランティアの活用	保護者・PTA、地域団体等	保護者・PTAや地域団体等のボランティア活動により、校内の受付、通学路のパトロールを行い安全確保を図ると共に子供たちとの触れ合い、かかわり合いにより信頼を深めることで、地域の安全環境を高める。

#### 5. 登下校時における安全の確保

事業・実施事項の名称	区分・対象	事業の目標
通学路の安全点検	各小・中学校、保護者・PTA	教職員、保護者・PTA等により通学路の安全点検を行い、安全な通学路を確保するとともに、注意を要する個所の周知徹底を図る。
登下校時の安全管理の徹底	各小・中学校、保護者・PTA	地域で子どもたちを見守る体制を整備する。
子ども110番の家の周知、連携の推進	各小学校、子ども110番の家	安全指導として「子ども110番の家地域マップ」により設置箇所を周知し、役割などを子どもたちに教える。協力者との連携を図る。
安全指導の推進	各幼稚園、小・中学校	子供たちの危機管理意識を向上させ、身に付けるため、発達に応じて工夫した安全指導を推進する。
情報の共有	各小・中学校、保護者・PTA、関係機関	情報が集まる仕組みづくりと保護者・PTA、警察・消防署、地域団体、近隣校などへの伝達方法、伝達網の整備など情報のネットワークづくりにより不審者情報を広く、迅速に行う。
地域をあげた安全確保	各小・中学校、保護者・PTA、関係機関	保護者・PTAや地域団体等のボランティア活動による通学路の巡回や、警察のパトロールの強化を依頼するなど日常的に安全確保を図れるようにする。

現 状	計 画 内 容	
	前期(H18～22)	後期(H23～27)
・学校行事・地域行事に協力関係を築き、連携を深めている。	充 実	充 実
・保護者・PTA、地域ボランティアによる通学路のパトロールの実施。	充 実	充 実

現 状	計 画 内 容	
	前期(H18～22)	後期(H23～27)
・通学路については交通安全を中心に定めている学校が多い。	充 実	充 実
・集団登校を行なっている。	充 実	充 実
・安全指導として、設置場所や役割を教えている。協力者との連携を図っている。	継 続	継 続
・不審者侵入を想定したセーフティ教室を実施した。(全小中学校) ・区独自の「セーフティ教室実践事例集」を配布した。	継 続	継 続
・不審者情報等の連絡を行っている。 ・保護者への緊急連絡網を作成している。	充 実	充 実
関係者による通学路のパトロールは各学校の状況により行っている。	充 実	充 実

## 6. 事後の対応と措置を行なう体制

事業・実施事項の名称	区分・対象	事業の目標
対策本部の設置	各幼稚園、小・中学校	非常時の本部組織と役割を定めておき、情報整理や救護など適切、迅速な対応を取れるようにする。
再発の防止	各幼稚園、小・中学校	事件・事故が発生した状況や対応を把握し、安全計画や訓練、マニュアルの見直し、改善を行い、関係機関との連携を深める。

## 7. 教育委員会の危機管理

事業・実施事項の名称	区分・対象	事業の目標
情報の収集・発信と関係機関との連携	警察、消防署、地域団体等	安全対策に関して、日頃から学校、警察・消防署、地域団体との連携をとり、情報の交換・発信体制を整える。
危機管理に関する指導・助言	各幼稚園、小・中学校	幼稚園・学校の危機管理体制の点検と助言、マニュアルの見直し等に関係情報の提供や助言を行う。
教職員の研修・訓練の充実	各幼稚園、小・中学校	危機管理能力の向上、有効な防犯教育の推進などのため、より効果的、実践的な研修・訓練を行う。
施設・設備の整備	各幼稚園、小・中学校	不審者の早期発見、侵入防止のための施設・設備の整備、改善を行う。
ボランティア活動の援助	各幼稚園、小・中学校	学校配置の地域ボランティアを援助する。

現 状	計 画 内 容	
	前期(H18～22)	後期(H23～27)
・防犯マニュアルによる実際的な訓練を行っている。	実 施	充 実
	充 実	充 実

現 状	計 画 内 容	
	前期(H18～22)	後期(H23～27)
・警察・消防署等関係機関との連携協議を行っている。	充 実	充 実
・文科省、東京都作成及び区独自のマニュアルを配布した。 ・関係情報を提供する。	継 続	継 続
・区独自の「セ - フティ教室実践事例集」を配布した。 ・さすまた取扱訓練を実施した。 ・実践的訓練を工夫し実施している。	充 実	充 実
・インタ - ホンを校門へ設置した。(全小中学校) ・防犯カメラを校門等へ設置した。(全園・小中学校) ・オ - トロックを試行設置した。(小学校1校) ・防犯ブザー - を教職員、各教室へ配備した。(全園・小中学校)	充 実	充 実
・用具類の購入、保険に加入などの準備を行っている。	実施・充実	充 実

# 豊島区学校等安全対策推進計画検討委員会設置要綱

平成17年6月8日

教育長決裁

## (設置)

第1条 豊島区立幼稚園、小学校及び中学校における安全対策について、総合的な推進計画である豊島区学校等安全対策推進計画を策定するため、豊島区学校等安全対策推進計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

## (検討事項)

第2条 検討委員会は、学校等安全対策推進計画に関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校内における防犯に関すること。
- (2) 学校外における、児童・生徒等に係る防犯に関すること。
- (3) 通学路に係る防犯に関すること。
- (4) その他

## (構成)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育委員会事務局次長とし、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、教育総務課長とし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員は、幼稚園長又は副園長、小中学校長、小中学校副校長、小中学校各PTA、教育委員会事務局職員若干名、危機管理担当課長、治安対策担当課長とする。

## (運営)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、特に必要と認めるときには、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 検討委員会は、原則公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

## (報告)

第5条 委員長は、検討委員会の検討結果を教育長に報告する。

## (庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学校運営課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附則

- 1 この要綱は、平成17年6月8日から施行する。
- 2 この要綱は、教育長への報告書の提出をもって廃止する。

## 豊島区学校等安全対策推進計画検討委員会 審議経過

H18.1

検討委員会	開催日	審議内容
第1回	平成17年6月30日	開催趣旨について ・計画策定の目的・必要性と安全対策 学校安全対策取組み状況について 計画骨子と検討課題について 今後のスケジュールについて
第2回	平成17年7月25日	検討事項「防犯に係る学校内の施設・設備面の整備」 区の監視カメラ設置状況について 他区の安全対策の状況について
第3回	平成17年8月29日	検討事項「地域ボランティアの活用」 小中学校PTAの学校安全対策活動について 他区の学校安全安心ボランティア事業について
第4回	平成17年10月31日	検討事項「地域ボランティアの活用」 検討事項「不審者情報や事件情報と非常時における通報・連絡態勢の整備」 検討事項「教職員の危機管理能力の向上、校(園)内体制の整備」
第5回	平成17年12月26日	オートロック化試行の検証について 豊島区学校等安全対策推進計画(素案)について
第6回	平成18年1月26日	豊島区学校安全対策推進計画(案)について (確認後、教育長に報告)

## 豊島区学校等安全対策推進計画検討委員会名簿

H17.6

		氏名	所属・職	備考
1	委員長	松崎 充彦	教育委員会事務局 次長	
2	副委員長	齋藤 忠晴	教育委員会事務局 教育総務課長	
3	委員	大森 理枝子	西巣鴨幼稚園副園長	
4		鈴木 憲康	朋有小学校長	
5		大関 房代	目白小学校副校長	
6		北別府 博	千川中学校長	
7		田中 隆史	明豊中学校副校長	
8		小嶋 雄嗣	小学校PTA代表	小P連会長 目白小PTA会長
9		江原 美奈子	中学校PTA代表	長崎中PTA会長
10		常松 洋介	総務部 危機管理担当課長	
11		松本 悟	同 治安対策担当課長	
12		阿部 卓	教育委員会事務局 教育指導課長	
		12名		